

平成二十六年十月二十八日受領
答 弁 第 三 一 号

内閣衆質一八七第三一号

平成二十六年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北朝鮮による邦人拉致被害者の調査に係る報告等に関する再質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出北朝鮮による邦人拉致被害者の調査に係る報告等に関する再質問に対する

答弁書

一について

お尋ねについて、政府は、平成二十六年十月二十七日から三十日までの予定で、担当者を平壤に派遣している。

二及び三について

お尋ねに関し、拉致問題について様々な意見があることは承知しているが、個々の意見の背景等について、政府としてお答えする立場にない。いずれにせよ、政府としては、拉致問題の解決に向け全力を尽くしていく。